

13 水道用語解説 (50音順)

■ いわき市水道水源保護地域 (P5、14)

水道に係る水質汚濁防止、水源保護により住民の生命及び健康を守ることを目的として、平成4年3月に「いわき市水道水源保護条例」を制定し、それに基づき水道の取水施設から上流域を「いわき市水道水源保護地域」に指定している。

水道局では保護地域内のゴルフ場や廃棄物最終処分場に対して、排水規制（排水の水質基準の設定と排水の水質検査等）を行っている。また、生活排水による河川水の水質汚濁防止のため、保護地域内の住宅に係る合併処理浄化槽の設置者及び農業集落排水事業への加入者に対し補助金を交付し、利用の促進を図っている。

■ 簡易水道事業 (P1、2、16)

水道事業のうち計画給水人口が5,000人以下である水道によって水を供給する水道事業をいう（水道法3条3項より）。施設が簡易ということではなく、計画給水人口の規模が小さいものを簡易と規定したものである。

■ 基幹浄水場 (P12)

浄水施設のうち、浄水能力が大きい平・上野原・泉・山玉の4浄水場をいう。

■ 給水区域 (P1)

水道事業者が厚生労働大臣（上水道事業）および福島県知事（簡易水道事業）の認可を受け、給水を行うこととした区域のこと。

現在、本市の給水区域面積は、上水道事業が448.45km²、簡易水道事業が17.575km²である。

■ 給水件数 (P1)

給水契約の対象となっている件数。給水件数は契約の件数であり、事業所等との契約が含まれるほか、集合住宅等で数戸分を1つの契約として取扱う場合もあるため、給水戸数とは数値が異なる。

■ 給水戸数 (P1)

需要者の給水申込みと水道事業者の受諾によって成立する給水契約の対象となっている戸数をいう。

■ 給水人口 (P1)

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいう。給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口には含まれない。

■ クリプトスピリジウム (P5)

大きさが4～6μmの原虫で、ほ乳動物の腸に寄生している。人が感染すると下痢や腹痛を起こすことがある。健康な人は感染しても4、5日から1週間程で自然に治るがお年寄りや小さなお子さん、体調の悪い方は症状が重くなることがある。（1μmは1000分の1mm）

■ 計画給水人口 (P16)

水道事業経営の認可に係わる事業計画において定める給水人口をいう（水道法7条4項より）。

■ ジアルジア (P5)

大きさが8～12μmの原虫で、ほ乳動物の腸に寄生している。人が感染すると下痢や腹痛を起こすことがある。

■ 浄水施設 (浄水場) (P3)

水源から送られた原水を飲用に適するように処理する施設。一般的に、凝集、沈殿、ろ過、消毒などの処理を行う施設をいう。

通常、河川水を原水とする場合、着水井、沈殿池、薬品注入設備、ろ過池、消毒設備、浄水池、排水処理施設等の施設を有する。

■ 上水道事業 (P1)

水道事業のうち計画給水人口が5,000人を超える事業をいう。

■ 水道 (P1)

導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く（水道法3条1項より）。工業用水道や下水道と区別し、上水道と言われることがある。

■ 水道事業 (P1)

一般の需要に応じて、計画給水人口が100人を超える水道により水を供給する事業をいう（水道法3条2項より）。

■ 排水処理施設 (P1、4)

浄水処理工程から排出される沈殿池の排泥やろ過池の洗浄排水を濃縮、脱水、乾燥などにより処理する施設をいう。

■ 普及率 (P4)

人口全体に対する給水人口の割合を表したもの。行政区域内人口に対する給水人口の割合を水道普及率、給水区域内人口に対する給水人口の割合を給水普及率という。